

社会福祉法人千手会役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千手会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表4により、月額報酬を支払うことができる。

5 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1及び別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(役員報酬総額の限度額)

第9条 役員の各年度報酬総額の限度額は5,000,000円の範囲とする。

(改 正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

(旧規則の廃止)

平成17年4月1日より改正施行の役員等費用弁償規程は、これを廃止する。

この規程は、平成30年6月17日から変更施行する。

この規程は、令和元年6月16日から変更施行する。

この規程は、令和4年6月11日から変更施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酉 額	実費弁償費
理事会出席報酬等	8, 000円	実費(自家用車使用者は1km 当たり25円とする。)

別表2（日額）

名 称	報 酉 額	実費弁償費
評議員会出席報酬等	8, 000円	実費(自家用車使用者は1km 当たり25円とする。)

別表3（日額）

名 称	報 酉 額	実費弁償費
理事長業務報酬等	8, 000円	実費(自家用車使用者は1km 当たり25円とする。)
理事業務報酬等	8, 000円	実費(自家用車使用者は1km 当たり25円とする。)
監事監査指導報酬等	8, 000円	実費(自家用車使用者は1km 当たり25円とする。)

別表4（月額）

役員業務報酬	報 酉 額
週平均30時間未満	100, 000円
週平均30時間以上	250, 000円

賞与は年4.2月分を支給する。

別表5（日額）

報 酉 額	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
10, 000円	実費(自家用車使用者は 1km当たり25円とする。)	実 費	片道50km以上は特急 料金、片道100km以上 は特急料金と座席指 定料金を支給する。